

議案第48号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年5月28日提出

加西市長 中川 暢 三

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については、第3条第3項中「100分の212.5」とあるのは「100分の195」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

一般職の職員が人事院勧告に基づき、平成 21 年 6 月の期末手当及び勤勉手当の合計支給月数を 1.95 月に減額することに合わせ、特別職の支給月数についても 1.95 月に減額するもの。